

代 理 人 承 諾 書

私は、天栄村奨学金返還支援事業補助金交付要綱第5条に規定する代理人になることを承諾します。

年 月 日

天栄村長

住 所

氏 名

Ⓔ

天栄村奨学金返還支援事業補助金交付要綱（抜粋）

（代理人の選定及び届け出）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、村内に住所を有し、民法（明治29年法律89号）第4条に規定する成年に達している個人を代理人に選定し、村長に届けなければならない。

2 前項の代理人は、補助金の交付を受けようとするものに代わってこの要綱の規定に基づく一切の義務を負わなければならない。